

出席停止について

以下の感染症は、かかった時、かかっている疑いがあるとき、またそのおそれがある時は、学校保健安全法第19条の規定によって、医師が感染のおそれがないと認めるまで登校できないことになっております。医師の許可が出てから登校してください。なお、感染症にかかった時、かかっている疑いがあるとき、またそのおそれがある時は、学校（担任）までご連絡ください。

登校する際は、「欠席報告書」を保護者の方に記入していただきます。なお、欠席報告書は、学校よりお渡しします。

	病 名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原性がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型 H5N1 であるものに限る）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	熱が下がったあと3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発しんがきえるまで
	水痘	すべての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主な症状がきえたあと、2日を経過するまで
	結核・髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症、流行性格結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	症状により学校その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで